

横浜市資産指令第1214号
平成20年8月1日

許可番号 第05620032988号

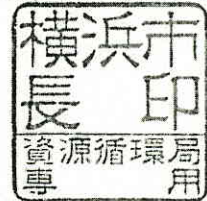
産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町12番13号

氏名 有限会社 大成金属
代表取締役 桑原 吾一 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長 中田 宏



許可の年月日

平成20年8月1日

許可の有効年月日

平成25年7月31日

1. 事業の範囲

中間処分業

- (1) 圧縮施設：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず 以上3種類
 - (2) 破碎施設：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず 以上3種類
 - (3) 切断施設：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず 以上3種類 (上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)
2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。))

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市金沢区鳥浜町12-13

中間処理施設の概要

- (1) 圧縮施設 1基 (2.4t/日)
設置年月日：平成10年8月1日
- (2) 破碎施設 1基 (0.8t/日)
設置年月日：平成10年8月1日
- (3) 切断施設 1基 (1.44t/日)
設置年月日：平成10年8月1日

3. 許可の条件

- (1) 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、178.32m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年8月1日 新規許可

平成20年8月1日 更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。